

平成 29 年度（2017 年度）第 2 回宝塚市人権審議会 会議録

1 開催日時 平成 29 年（2017 年）9 月 26 日（火） 14 時から 16 時まで

2 開催場所 市役所 3 階 3-3 会議室

3 出席者 委 員 21 名中 18 名出席  
事 務 局 10 名出席

4 協議事項

(1) 第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（案）について

第 1 章～第 3 章及び第 5 章について

目 次

第 1 章 策定の基本的な考え方

第 2 章 人権に関する基本理念

第 3 章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

第 5 章 効果的な推進体制

(2) 第 3 回人権審議会について

(3) 報告事項について

5 内 容

事務局 | それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度（2017 年度）  
第 2 回宝塚市人権審議会を開催いたします。

委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがと  
うございます。

はじめに、本日の会議の成立についてですが、本日の委員出席者数は  
18 名であり、定数が 21 名ですので過半数を超えており、宝塚市人権審  
議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご  
報告申し上げます。

それではこれからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2  
項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。

会長 | あいさつ

傍聴希望者はありますか。

事務局 | 本日の傍聴希望者はありません。

会長	<p>本日の議題は、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（案）の第1章から第3章と第5章」についてです。</p> <p>委員の方から事前に案全般についての意見や指針案の内容についての意見をいただいておりますので、そこから始めます。</p>
一同	<p>（第3章の一点（後述）以外全てご意見どおりに修正することで合意）</p>
会長	<p>それでは目次に移ります。事務局から何か説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>目次について説明。</p>
会長	<p>目次について皆さんから何か意見はありますか。</p>
副会長	<p>様々な人権問題の中の項目で、「ハンセン病患者など」とありますが、日本において現時点で発症されている方はほぼおりませんので、誤解を避けるために「元」などを付けることが望ましいと思います。</p> <p>（一同異議なし。）</p>
会長	<p>他に何かありますか。</p>
眞鍋委員	<p>子どもの項目において、「すべての子ども」と記載しているものと、「子ども」とだけ記載しているものがありますが、それは何か区別している基準があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>第4章の内容に関連しておりますので次回以降にまた議論をお願いします。</p>
会長	<p>それでは次に第1章の内容に移ります。まず策定の趣旨の箇所について何かお気付きの点はございますか。</p>
副会長	<p>同和問題やヘイトスピーチなど、様々な人権問題の羅列の中で、「災害時における被災者への配慮」と書かれています。問題となっているのは配慮が「不足」していることであって、「配慮」が問題ではありません。「不足」</p>

などの文字を補うか、もしくは「被災者への人権侵害」などに修正したほうが良いのではないのでしょうか。

(一同異議なし。)

会長

それでは事務局の方、修正をよろしくお願いします。  
では次に策定の背景の箇所について意見はございますか。

飯室委員

国際社会での取組の経緯が文章で羅列されているが、読む気にならない。文章ではなく一覧表に整理し、「資料」内に入れてはどうでしょうか。読む側の立場に立ってメリハリをつけて頂ければと思います。

副会長

年表にするのはとても良いと思います。国際社会での取組、国内での取組という流れがあって、市での取組もそれらに基づいているので、つながりが一目瞭然で分かりやすくなると思います。ただ、それをどこに入れるかはもう少し議論して検討したほうが良いと思います。

会長

流れの説明が必要な場合もある。ただ取組の名称の羅列だけでよいのかという問題があります。

飯室委員

簡単な説明だけここに入れれば良いのではないのでしょうか。

副会長

人権の取組がなぜ生まれたかについて、このような歴史的背景があります。歴史的背景の流れなしに宝塚市が取り組んでいるわけではないということを説明している項目だと思います。それにしてもあまりにも長いとは思いますが。

会長

では、整理して表にするというのを一つの案として、その表を資料の中に入れるか、もしくは本文の中に入れて説明を必要な範囲で加えるということですね。後は事務局にお任せします。

では、次に「基本方針の位置付けと他計画との関係」に移ります。何か意見はございますか。

飯室委員

最終行に「必要に応じて見直す」と記載してあるが、「5年ごとに見直す」など、期限をはっきりと区切るべきではないのでしょうか。

会長                    それではいつ見直すかについて議論することとします。何か意見はございますか。

谷添委員              やはり10年は長すぎると思います。3年は成果がまだ分かりにくいのでやはり5年が適当である。「5年で見直し」と明記するべきだと思います。

飯室委員              何年かごとに見直すという条項がなければ、見直す必要があるか否かの判断を担当部署がすることになる。だからこそ10年以上も見直されないままだった。見直し条項があれば審議会が見直すか否かの判断をすることになるので見直されやすい。

谷添委員              「必要に応じて」という文言も、では「誰が」見直すのかということがあまりにも曖昧で無責任であるため、変えないといけない。数年ごとに見直されて当たり前、見直されるべきである。

日高委員              5年で見直す、しかし差し迫った必要があれば5年を待たずとも見直すことができるという風にしてはどうでしょうか。

(一同異議なし。)

会長                    ではとりあえず5年で見直し、必要があればそれを待たずとも見直しができるという趣旨の表現への修正を事務局にお願いします。5年後の見直しに際して、大規模な市民意識調査は実施せず、他の方法を検討していくものとします。

では次に「第2次基本方針の成果と課題」に移ります。

飯室委員              全般的に成果と課題がきちんと書かれていない。一連の文章で記載するのではなく、成果の項目と課題の項目を分けて項目建てをして記載していただきたい。現時点では実施したことの評価がされておらず、それにつながる課題がまったく見えてこない。

会長                    たしかに成果と課題がきちんと述べられていない。

飯室委員              このままでは第2次基本方針案の「第1次基本方針案の成果と課題」と

比較しても何も変わらない。何も変わっていなければ10年間何をしていたのかということになります。

副会長 成果と課題を分けて記載するのは良いと思います。しかし、人権の取組において、成果は数値などには表われない。具体的に成果を表現することは難しく、このような書きぶりになってしまうのも仕方ない側面は確かにあります。それにしても、一定程度の成果と言えるような何かを記載し、引き続き継続していく姿勢を表現できればもう少し分かりやすくなるのではないのでしょうか。新任職員も続々と入ってきている中で、研修を毎年きちんと実施していること、これからも引き続き実施していくことなどを明文化すれば分かりやすくなると思います。

事務局 この項目においては、大きく全般的なことを述べる場と捉えておりまして、個別具体的なことは第4章で述べるべきものと私どもは考えております。したがって、第4章を見て頂いてから、ここの書きぶりが足りているか否かの判断をお願いしたいと思います。

日高委員 個別の項目を見れば分かるのは当たり前だが、とりわけうまくいったもの、とりわけできていないものははっきりみなさんお分かりだと思います。それはここでもはっきり明文化すべきである。このままだと成果と課題ではなく経緯の説明になっている。

会長 事務局の方は考えておいてください。  
それでは次に移ります。意見はありますか。

飯室委員 全体的に情緒的表現が多い。基本方針にそぐわない言葉づかいが多い。

会長 文末や表現に特に気を付けて書いてください。  
では次に「市民意識の現状」に移ります。ここでは市民意識調査の表が並べられており、随所で解説が述べられています。表を資料のほうに移してはどうかという提案があります。

副会長 第4章を含めた全体としての位置付けというものがありますので、第4章を見てから議論すべきだと思います。

(一同異議なし。)

会長	それでは次回以降に議論することとします。他に何かありますか。
日高委員	「図」と「図表」という表現が混在している。これは何か違いがあって使い分けているのですか。「表」はなく、全て「図」だと思いますが。
事務局	最後のものだけが「表」になっており、それ以外は「図」ですが、統一して「図表」と記載しております。
日高委員	図は「図」でいいと思います。論文では「図表」という文言は使用しない。「図」と「表」で分けたほうがいい。
会長	前の市民意識調査の結果の表は全部「図表」と記載されているのですか。
副会長	記載されておられません。図は「図」と記載されています。
会長	前のものが正しいのですね。ということですので、図は「図」、表は「表」で区別して記載してください。それでは第2章に移ります。何かありますか。
副会長	「人権教育・啓発における主体性・中立性の確保」「主体性や中立性の確保に配慮しながら取り組んでいきます。」とありますが、この「主体性・中立性」がすごく曖昧である。どういう意図で、何の主体性・中立性を意味しているのか読んでいて分からなかった。「中立性」という言葉はいろんな形で利用される言葉でもある。差別されている立場を中心に考えるのが人権教育の基本だと思う。あえて「中立」と書くと、悪く捉えれば差別する側の立場の人に使われる言葉でもあるので誤解を招くと思います。
谷添委員	人権において「中立性」という言葉はあまりにも危険である。人権教育にはそぐわない。差別されている人たちに対して何もしないということになりかねない。
会長	それではこちらのほうで判断いたします。「主体性」「中立性」という言葉は省いてください。人権にそぐわない言葉を用いると誤解を招きます。
事務局	では項目全体を削除するというのでしょうか。それとも項目の名称を

変えるのでしょうか。

会長 項目全体を削除してしましましょう。なくても困らないと思います。

副会長 項目は削除して、ただし「多種多様な意見があることを踏まえる」、「自由な意見交換ができる環境づくり」という視点は必要だと思いますので、「(2) 実施主体間の連携と多様な機会の提供」の項目にうまく入れ込むといいと思います。

会長 そうしましょう。  
それでは他に意見はありますか。

委員 「人権教育・啓発の基本的あり方」の項目で、第2次基本方針の方では「人権尊重都市宣言」のことが引用されているが今回の第3次では述べられていない。これは何か理由があるのですか。

委員 今ご指摘の箇所を第2次と第3次で見比べたところ、第2次に比べて第3次は力を入れてやっていくという姿勢が低下しているように見える。しっかりやっていくという市役所の姿勢が見えない文章である。意図がないというのであれば、その雰囲気は良くない。メッセージが弱くなっているのですっきり入れていただきたい。

会長 たしかに姿勢が低下しているように見える文章だと思います。きちんと「人権尊重都市宣言」のことにも触れて積極的にやっていく姿勢を出しましょう。  
では次にいきます。

私が気になったのは、「発達段階などを踏まえた効果的な方法」の項目です。「人権教育・啓発は幅広い年齢層を対象としているため、それぞれの発達段階に応じた取組が必要」と書かれていますが、教育においては「発達段階」ではなく「時と場所」に応じた取組が必要と書くべきではないか。通常「発達段階」とは表現しないでしょう。よろしいでしょうか。

では次に第3章にいきます。こちらにも事前に委員からいただいた意見はおおむねその通りに修正してください。ただ一点だけ、「子どもの最善の利益を考慮」という表現は、保育の指針方針ではよく使われる表現です。子どもの最善の利益を考慮するのはとても重要なことですので、こちらにつ

いては修正することなく残していただきたいと思います。

では次に移ります。

委員 「家庭」の項目において、基本的な社会のルールなどを「教えていくことが必要」と書かれていますが、こんな表現でいいのでしょうか。子どもに対して上から目線のように思えます。

副会長 その意見に関連して、「学校・幼稚園・保育所」の項目において、「知・徳・体の調和がとれた子どもの育成」と唐突に書かれている。たしかにこれは学習指導要領には出てくる文言ですが、はたしてこれが人権教育に関係があるのか、記載する必要があるのかと疑問に思います。「命の大切さ」「豊かな人間性」「助け合い」「共に生きる」などと書かれていますが人権教育においてこんな表現で本当にいいのでしょうか。

また、「学校」の項目において、「道徳」という言葉がたくさん出てきます。小学校では来年度から道徳が科目になるので、その関連で記載されているのかもしれませんが、しかし、今までせっかくやってきた人権教育が道徳に絡めとられてしまうのではないかと危惧されている教育現場を考慮すると、ここまで「道徳」を全面的に出さないといけないのかと疑問に思う。他市の基本方針などを見るとさほど「道徳」に触れていない。人権教育は全教科で連なってやっていくべきものであるということを書いてもいいのではないか。

委員 それに関連して思うのですが道徳は教えるものなのでしょうか。友人との関わりなどいろんな場で自ら学んで身につけていくべきものではないのでしょうか。あえて人権の大事な指針の中で道徳教育を入れるのは内容的にそぐわないと思います。

副会長 逆に言えば、宝塚市が道徳の中にきちんと人権教育を位置づけ、そこで道徳にからめとられない内容をしっかりやっていくのだという姿勢があるのであれば入れたほうが良いとは思いますが。人権教育には道徳にからむところもありますが違うところもありますので、そのあたりを市で精査して道徳にきちんと入れ込んでいくのであれば良いと思います。そうでないのであれば、道徳一色になってしまっ、せっかくマイノリティの子どもたちのためにやってきた人権教育の良さがなくなってしまふ。

会長 教育の部分については、第2次の内容から大きく後退している。たとえ



ば「知・徳・体の調和がとれた子どもの育成のため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する」とありますが、身体に障がいをもった子どもいれば知的障がい、家庭の事情で心が歪んでいる子もいる。人権教育においてこんなことは通常言わないです。

学校の項目においても先ほど出ましたが「道徳」の問題があります。「子どもたちに「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、道徳教育の充実が重要」と書かれていますが、道徳というのは、家・社会の形成者として、必要な資質の育成、つまりこれまで共有されてきたルールやマナーなど様々な道徳的価値を教えるものです。人権教育は全然違うじゃないですか。次々と起こる差別、その現実を、人権尊重の社会に変えていこうとするのが人権教育です。マナーを教えるものではありません。国でさえその区別ははっきりしています。この状況を踏まえてこの内容じゃあまりにもまずいです。人権教育をするための目標設定や推進体制の確立、計画などの策定等を提言することが大切なのではないのでしょうか。また、もう一つ忘れてはならないのは人権教育・学校教育における最大の取組は「人権教育ブロック別実践研究」でしょう。それに一言も触れられていない。熱意を持って書いてください。

それに続いて、家庭の項目ですが、「教育力の低下が指摘されており」とありますが誰が指摘しているのか。また、「家庭の持つ教育力を高めていくための取組が必要」「男女の家事、育児、介護への積極的な参加を促します。」とあるが、家庭も男性も一生懸命やっつけてらっしゃいます。もう少しあたたかい姿勢で書いてください。

副会長

前回は「差別されている子どもに寄り添う」というような言葉はあったのですが、今回は記載されていません。同和教育が過去にしてきたものも、差別の現実から学ぶということで、差別されている子を核に学級づくり・集団づくりをしてきました。人権教育もそういった面を基盤にそえているということをきちんと記載しておく必要があると思います。

(一同異議なし。)

会長

では第5章に移ります。事務局の方から説明はありますか。

事務局

第5章につきましては第4章の内容によって変わる可能性がありますので第4章の議論を経てから見ていただきたいと思います。

会長	<p>それでは第5章については次回第4章を見てから議論することとします。</p> <p>それでは最後に、ここまででの議論の中で他に意見はありますか。</p>
委員	<p>第3次基本方針策定の背景の項目で、「国内の取組」においては、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」など、「国民」に限定しているが、「宝塚市での取組」においては、「すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり」と記載されている。宝塚市において、「国民」を「すべての人々」に置き替えた、明確な意図、経緯など何かがあったのでしょうか。外国人にはその範囲は及んでいるのでしょうか。</p>
会長	<p>宝塚市では「すべての人々」に定義があるのですか。外国人なども含まれているのですか。</p>
事務局	<p>外国人などあらゆる人々を含めてすべての人々と捉えております。</p>
会長	<p>他に何かありますか。</p>
委員	<p>表の文字が小さくとても見づらい。せっかくのデータなのでもっとはつきり分かりやすくしてほしい。</p>
事務局	<p>冊子作成の際にはもっと大きく分かりやすくする予定です。</p>
会長	<p>よろしくお願いします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(一同なし。)</p>
会長	<p>それでは時間ですので今回の議論はこれにて終了いたします。最後に事務局の方からご連絡はありますか。</p>
事務局	<p>それでは、次回の審議会について、ご連絡させていただきます。次回の第3回目の審議会は10月19日(木)で時間帯は14時から16時です。会場は上下水道局3階第一会議室で開催させていただきます。内容は本日も審議いただいた事項の修正箇所と、第4章についてご審議いただく予定です。その他、年内の予定の報告もさせていただきます。第4回目は11</p>

月28日(火)14時から16時、市役所3階特別会議室にて行います。  
第5回目は12月26日(火)14時から16時に行います。会場は未定  
ですのでまた改めてご連絡させていただきます。以上です。

会長 都合の悪い方もいらっしゃるかも知れませんが、よろしくお願いま  
す。それでは最後に報告事項はありますか。

事務局 差別事象1件についての報告と対応について説明。

会長 質問のある方はいらっしゃいますか。

(一同なし。)

会長 それではこれにて第2回人権審議会を終了します。皆様ありがとうございました。